感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に基づく調査に関する委託契約書

北海道（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、

「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」又は「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合において、受診者の自己負担の軽減のための措置に関する事務について、次のとおり契約を締結する。

第１条　本委託業務の対象となる受診者は次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）北海道内に住民登録又は居住実態があり、新型コロナウイルス感染症であることが疑われる者

（２）北海道内に滞在中で、新型コロナウイルス感染症により入院加療を受けている者

（３）（１）及び（２）のほか、保健所長が必要と認める者

第２条 甲は、乙がPCR検査又は抗原検査（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」又は「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。）を行った場合に、受診者のPCR検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる自己負担に相当する金額又は抗原検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」）及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる自己負担に相当する金額を支払うものとする。

第３条 前条の規定による甲乙間の費用の請求及び支払いは、社会保険診療報酬支払基金北海道支部又は北海道国民健康保険団体連合会を介して行うこととする。

第４条 甲は、乙からの請求内容について疑義がある場合には、乙に対して必要な書類の提出等を求めることができる。

第５条 乙は、本委託業務の対象となる受診者に対して、PCR 検査料（「SARS-CoV -2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる金額又は抗原検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」）及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる金額について、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該医療に要する費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額にかかる受診者の自己負担額（他の公費負担医療との適用順については、感染症法第37条に基づく公費負担医療と同様の取扱いとする 。なお、同条に基づく公費負担医療と本委託業務については、同条に基づく公費負担医療の適用を優先する 。）を支給するものとする。その際、受診者の自己負担額と相殺することも差し支えないものとする。

第６条　乙はこの契約に基づく検査の実施にあたっては所管保健所に検査対象者について報告を行うものとする。また、検査後は、所管の保健所に速やかに結果を報告するものとする。

第７条　この契約の有効期間は、　　　年　月　　日から　　　年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１箇月前迄に甲又は乙のいずれか一方から解約の意思表示がないときは、期間満了の翌日から更に１年間契約を更新したものとみなし、以後も同様とする。

第８条　この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。

　この契約を証するため本書を２通作成し、双方署名捺印の上、各自その１通を保有するものとする。

　　年　　月　　日

北海道

北海道知事　　　鈴　木　　直　道

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　医療機関所在地：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　医療機関名　　：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　：